

道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、市民の安全・安心な暮らしや、活力ある社会や経済活動を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活にはなくてはならない重要な社会基盤であります。

また、当地域は、脆弱な地質で急峻な山岳地帯であり、豪雨や大量の積雪による災害の危険性を抱えており、加えて、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、代替性を備えた災害に強い道づくりが求められています。

さらには今後、急速に老朽化が進む道路施設の維持管理・更新を計画的に推進していくことが、極めて重要な課題となっています。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、道路財特法）の規定に基づき、地域高規格道路事業や交付金事業の補助率等が嵩上げされていますが、この措置は平成29年度までの時限措置となっています。

本市では、円滑で安全な交通環境を目指して環状南線等の道路網整備を進めています。また、長野県は国道153号をリニア関連道路整備箇所として位置づけ、リニア中央新幹線開業時までの完成を目指して整備を進めています。このような時期の補助率の低減は、今後の事業進捗に深刻な影響を及ぼすことが予想され、地方創生や国土強靱化を進める上で大きな足かせとなりかねません。

以上のことから、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置を平成30年度以降も堅持するよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年9月26日

伊 那 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣